

常陸大宮市訓令第 3 6 号

常陸大宮市税の課税保留処分等取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市軽自動車税（種別割）の課税保留処分等取扱要綱（平成 3 0 年常陸大宮市訓令第 4 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は，市民税，固定資産税及び軽自動車税（以下「市税」という。）の納税義務者に対する納税の告知の名宛人が存在しない場合又は軽自動車等が，滅失，解体，所在不明等の理由により課税することが適当でない場合における課税の取扱い等に関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民税 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項第 1 号の市町村民税をいう。
- （2） 固定資産税 法第 5 条第 2 項第 2 号の固定資産税をいう。
- （3） 軽自動車税 法第 5 条第 2 項第 3 号の軽自動車税をいう。
- （4） 軽自動車等 法第 4 4 2 条第 1 号の軽自動車等をいう。
- （5） 納税の告知 法第 1 3 条第 1 項の規定による納付又は納入の告知をいう。
- （6） 課税保留 納税義務者に対して行う納税の告知を一時的に保留することをいう。
- （7） 課税台帳 市民税及び軽自動車税の課税台帳並びに法第 3 8 0 条第 1 項に規定する固定資産課税台帳をいう。

(8) 課税取消し 現に課されている市税及び課税保留されている市税について、その課税を取り消すことをいう。

(課税保留の要件)

第3条 市長が課税保留をすることができる税目及び要件は、次の表に掲げるとおりとする。

	税目	要件
1	市民税 固定資産税 軽自動車税	納税義務者について、民法（明治29年法律第89号）第951条の法人が成立している場合であって、同法第952条第1項の相続財産の清算人が選任されていないとき。
2	市民税 固定資産税 軽自動車税	納税義務者について、未成年者又は認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない者であって、それらの者に法定代理人がいないとき。
3	市民税 固定資産税 軽自動車税	納税義務者について、生死が明らかでない場合であって、失踪の宣告を受けていないとき。
4	市民税 固定資産税 軽自動車税	納税義務者について、法人が清算しなければならない場合であって、当該法人の清算人がいないとき。
5	市民税 固定資産税 軽自動車税	納税義務者について、法人及び法第12条に規定する人格のない社団等を代表する権限を有する者がいないとき。
6	軽自動車税	譲渡等により既に車両を有しておらず、かつ、車両引取人の所在不明等により名義変更、抹消登録等の手続きができないとき。
7	軽自動車税	納税義務者が所在不明であり、納税通知書が連続して3年度分公示送達されたとき。

2 前項の場合において、軽自動車税については、常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）第87条第2項又は第3項の規定による申告がなされていない場合に限り、課税保留をすることができる。

3 第1項の場合において、共有の固定資産に係る固定資産税については、当該固定資産の持分を有する者の全てが第1項に規定する要件のいずれかに該当すると認めるときに限り、課税保留をすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、課税保留をすることができない。

（1） 納税義務者に対する納税の告知の名宛人となる者の選任の請求若しくは申立て又は失踪の宣告の請求手続に係る予納金、収入印紙代、郵便切手代、官報広告料その他納税の告知を行うために必要な経費が課税することにより徴収できることが確実に見込まれるとき。

（2） 徴収すべき税額に対して、一定の額以上の金銭が配当されることが確実に見込まれるとき。

（課税保留の手続）

第4条 市長は、前条第1項に規定する要件について調査し、当該要件のいずれかに該当すると認めたときは、課税保留の決定をすることができる。

2 市長は、前項の課税保留の決定をしようとするときは、当該課税保留の要件に該当することを確認できる資料を添付し、市税課税保留処分調査書兼決議書（様式第1号）により行うものとする。

（申請による課税保留の手続）

第5条 第3条第1項の表6の項に規定する要件による課税保留を受けようとする者は、軽自動車税課税保留処分等申請書（様式第2号）に、当該要件に該当することを示す書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、軽自動車税課税保留処分等調査書兼決議書（様式第3号）により課税保留の決定を行う。

3 市長は、前項の課税保留の決定をしたときは、当該申請者に対し、軽自動車税課税保留処分等決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（課税取消しの要件）

第6条 市長が課税取消しをすることができる税目及び要件は、次の表に掲げるとおりとする。

	税目	要件
1	軽自動車税	被災，解体又は損壊等により軽自動車等の機能を失したとき。
2	軽自動車税	盗難により所在不明となった軽自動車等が，3月を経過した後も占有の回復を得なかったとき。
3	軽自動車税	課税保留が継続して3年を経過したとき。

2 前項の場合においては，常陸大宮市税条例第87条第2項又は第3項の規定による申告がなされていない場合に限り，課税取消しをすることができる。

（課税取消しの手続）

第7条 前条第1項の規定による課税取消しを受けようとする者は，軽自動車税課税保留処分等申請書に，当該要件に該当することを示す書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による申請があったとき又は前条第1項の表に規定する要件のいずれかに該当する軽自動車等を察知したときは，それらを審査の上，軽自動車税課税保留処分等調査書兼決議書により課税取消しの決定を行う。

3 市長は，前項の課税取消しの決定をしたときは，当該申請者又は当該軽自動車等の所有者等に対し，軽自動車税課税保留処分等決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（課税保留等の始期）

第8条 課税保留及び課税取消し（以下「課税保留等」という。）は，その年度における納税の告知に係る文書の発送日までにこれを決定した場合は当該年度から，発送日以後にこれを決定した場合は当該年度の翌年度から，行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，課税保留等の事由の発生日を確認できる場合は当該事由が発生した日の属する年度の翌年度から，課税保留等を行うものとする。

(再調査等)

第9条 市長は、課税保留等をした市税について、当該課税保留等の要件に関し定期的に再調査をしなければならない。

(課税保留等の取消し)

第10条 市長は、課税保留等の決定をした後において、課税保留等の要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該課税保留等を取り消すと同時に、課税保留等を開始した年度まで遡及し課税するものとする。ただし、遡及し課税することができる期間は、法第17条の5第3項の規定による期間制限の範囲内とする。

2 市長は、前項の規定による課税保留等の取消しが納税義務者等の責めに帰することができない場合においては、前項の規定にかかわらず、当該要件に該当しなくなつた日の属する年度の翌年度以降から市税を課するものとする。

3 市長は、第1項の規定により課税保留等（申請に基づく軽自動車税に係る課税保留等に限る。）を取り消したときは、当該納税義務者等に軽自動車税課税保留処分等取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の常陸大宮市税の課税保留処分等取扱要綱の規定は、令和9年度分の市税から適用し、令和8年度分以前の市税については、なお従前の例による。